

Client Alert

2021年1月号 (Vol.85)

1. はじめに
2. 知的財産法：文化審議会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」を公表
3. 競争法／独禁法：英国 CMA、企業結合ガイドラインの改訂
4. エネルギー・インフラ：発電側基本料金の検討再開について
5. 労働法：「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)の策定について
6. 会社法：経済産業省、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集(案)」についての意見募集を開始
7. 危機管理：証券取引等監視委員会、取引推奨のみで初の刑事告発
8. 一般民事・債権管理：銀行口座と連携する決済サービスを通じた不正出金事案に関する近時の動向
9. M&A：株式対価 M&A を促進するための措置の創設(令和3年度税制改正)
10. ファイナンス・ディスクロージャー：IPOにおける主幹事証券会社の引受審査義務等に関する最高裁判決
11. 税務：令和3年度税制改正大綱の閣議決定
12. 中国・アジア(インド)：インドにおける労働改正法の成立
13. 新興国(ロシア)：特定産業に対する外国投資家による投資の規制の厳格化
14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所仲裁(ICC)規則の改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2021年1月号(Vol.85)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：文化審議会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」を公表

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会は、2020年12月14日、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」(「本中間まとめ」)を公表しました。本中間まとめは、放送番組のインターネット同時配信等(同時配信のほか、追っかけ配信、見逃し配信を含みます。)を、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであって、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の

Client Alert

確保等の観点から非常に重要な取り組みであると位置付けて、制度・運用の両面から総合的な対応を進めるべく、その課題を整理・検討したものととなります。

具体的には、総務省が提出した「放送のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者の要望 取りまとめ」(総情作第 87 号)に記載された要望事項を次のとおり整理し直しています。

(1) 著作権制度の改正により対応すべき事項

- ・放送に係る現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大
- ・借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化
- ・許諾を得るためのアクセスが困難となっているレコード・レコード実演の利用円滑化
- ・リピート放送の同時配信等において、許諾を得るためのアクセスが困難となっている映像実演の利用円滑化
- ・裁定制度の改善

(2) 制度改正を待たず、速やかに運用面での対応を進めるべき事項

- ・借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送と同時配信等の利用許諾のワンストップ化・簡素化
- ・音楽著作権に係る支分権管理・権利処理の在り方

これらの事項のうち、本中間まとめでは、令和 3 年通常国会での法案成立を目指すべく、(1)著作権制度の改正により対応すべき事項について優先的かつ集中的に検討がなされており、今後、法改正に向けた更なる検討が進められることとなりますので、その動向に留意する必要があります。

<参考資料>

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/92713401_02.pdf

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：英国 CMA、企業結合ガイドラインの改訂

2020 年 12 月 23 日、英国の競争・市場庁（「CMA」）は、企業結合ガイドライン（「本ガイドライン」）の一部を改訂（「本改訂」）しました。本改訂は、主に、英国の 2020

Client Alert

年 12 月末の EU 離脱（「ブレグジット」）に伴う変更とこれまでの法改正等を反映したものととなります。

英国の競争法では、企業結合審査の対象となる企業結合（relevant merger situation）が、2 以上の事業が同一の支配下となる、未実施又は実施から 4 ヶ月以内の行為であって、①取得される事業の英国内売上高が 7,000 万ポンド超の場合、又は②企業結合後に当該企業が英国内で供給若しくは調達する商品・サービスが、英国（若しくはその実質的な一部）内で供給されている商品・サービスのうち、少なくとも 25%以上である場合として定義されています。CMA は、この定義に該当する企業結合について審査権限を有し、英国内の市場における競争を実質的に減殺することになると判断した場合には、是正措置を採るべきことを決定することになります。

英国の競争法上、企業結合審査の対象となる企業結合に該当する場合であっても、CMA に対する届出は義務づけられていません。もっとも、CMA から企業結合の実施後に審査されて是正措置が課されることになれば影響が大きいため、競争上の懸念の有無について判断が容易でない企業結合については、事業者の任意の判断で、CMA に相談し、あるいは事前届出を行うことが推奨されています。

本改訂は、上記の枠組みを変更するものではありませんが、ブレグジットに伴い、EU の企業結合規制との関係で変更が行われました。EU 加盟国においては、EU の企業結合規制の基準を満たす場合には、欧州委員会に企業結合届出を行うことで EU の各加盟国への個別の届出は不要となる制度（「EU 企業結合届出制度」）があります。英国についても、これまでは、英国競争法上企業結合審査の対象となる企業結合であっても、欧州委員会への届出を行うことにより、CMA への届出が不要となる（CMA が独自に審査をしなくなる）余地がありました。今般、ブレグジットに伴う本改訂で、本ガイドラインから欧州委員会の企業結合規制に関する記載は削除され、英国については EU とは別に企業結合規制の検討が必要となりました。もっとも、本改訂で追加されたチャプターにおいて、英国以外の法域でも審査を受ける企業結合については、CMA は当該他法域の競争当局と積極的に連携することが明記されました。そして、当該他法域の審査において是正措置が講じられることになり、それによって英国内での競争上の懸念が解消できる場合は、CMA は自身での審査を行わない判断をすることもであると記載されています。

以上のとおり、ブレグジットとそれに伴う本改訂により、欧州委員会への届出を行う企業結合案件でも、併せて CMA への届出を検討することが必要となりました。CMA への届出は任意であり、かつ、上記のとおり CMA は引き続き他法域における審査を考慮して自身での審査を行うか否かを検討することがあるため、常に CMA への届出が必要になるわけではありませんが、英国に売上を有する企業間で M&A を計画する際には、CMA への届出の要否を一層慎重に検討すべきことになったといえます。

Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

アソシエイト 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：発電側基本料金の検討再開について

2020年12月15日、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合（「本専門会合」）が開催され、発電側基本料金に関する検討が再開されました。2020年7月に、梶山経済産業大臣から、発電側基本料金の仕組みにつき、基幹送電線の利用ルールの抜本見直しを踏まえた統合的な仕組みとすることを求められたのを受けての検討再開となります。

発電側基本料金は、従来小売電気事業者のみが負担していた託送料金について、系統利用者である発電事業者側にも受益に応じた一定の費用負担を求めるものです。従前の議論では¹、基幹送電線への接続につき、「ファーム接続」「先着優先」の仕組みを前提に、電源種にかかわらず、すべての発電事業者に契約kWに応じて課金しつつ、地域別・電源別の割引を導入する仕組みが検討されてきました。しかしながら、「ノンファーム接続の全国展開」「メリットオーダーを踏まえた接続」へと基幹送電線の利用ルールが見直されることを踏まえ、発電側基本料金についての考え方を見直すことが、今回の検討の目的となります。

初回の専門会合では、本格的な検討に着手する前提として、関係する9団体からヒアリングが行われ、その後の議論の中では、上記のような基幹送電線利用ルールの変更を踏まえれば、一律に契約kWのみに基づき課金するのではなく、kWhに応じた従量課金にも一定の合理性があるのではないかと指摘も、委員の中からはなされています。事務局からは、各方面からの声を丁寧に聞いて検討を進めていく方針が示され、次回以降、具体的な「見直し提案」が示され、議論が深められることが見込まれます。

なお、再生可能エネルギー分野においては、資源エネルギー庁の主力電源化小委員会等においてFIP制度の詳細設計に関しても議論が活発に行われております（例えば、FIP制度における参照価格については、見直し頻度は年1回（前年度の年間の平均市場価格）としつつ、各月において必要に応じて価格補正を行う方向で検討が進められています。）。重要な検討や議論が複数の審議会等の場で並行して行われていることから、関係事業者においては、これらの議論を並行してフォローし、タイムリーに必要な対応を検討することが求められます。

¹ これまでの発電側基本料金制度に関する議論の経緯については、[ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN 2020年6月 \(Vol.21\)](#)をご参照ください。

Client Alert

パートナー 小林 卓泰
 ☎ 03-5223-7768
 ✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
 アソシエイト 山路 諒
 ☎ 03-6213-8126
 ✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法:「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)の策定について

2020年12月24日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案) (「本ガイドライン案」) が公表されました (意見募集期間は2020年12月24日から2021年1月25日まで)。本ガイドライン案では、独占禁止法・下請法、労働関係法の観点から、フリーランスの環境整備に関する記載がなされておりますので、以下概説します。

まず、独占禁止法・下請法について、発注事業者とフリーランスの取引全般には、独占禁止法が適用され、そのうち、資本金が1,000万円を超える事業者とフリーランスとの取引には、独占禁止法に加えて下請法も適用される可能性があるものとされています²。

本ガイドライン案では、発注事業者による下表の行為が、独占禁止法上の優越的地位の濫用につながり得る行為として挙げられ、また、同行為の一部は同時に下請法上も違法となり得るとされています。

No.	優越的地位の濫用につながり得る行為 (取引上の地位がフリーランスに優越している場合)	下請法上の評価
1	報酬に関連する不当行為 (報酬の支払遅延、報酬減額、著しく低い報酬の一方的な決定)	違法となり得る
2	やり直しの要請	同上
3	一方的な発注取消し	同上
4	役務の成果物に関連する不当行為 (役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い、役務の成果物の受領拒否、役務の成果物の返品)	同上
5	不要な商品又は役務の購入・利用強制	同上
6	不当な経済上の利益の提供要請	同上
7	合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定	—
8	その他取引条件の一方的な設定・変更・実施	—

また、本ガイドライン案は、発注時に発注事業者が取引条件を明確化した書面をフリーランスに交付しないことは、下請法の適用対象となる場合に違法となることはもち

² 独占禁止法と下請法の双方が適用できる場合には、通常、下請法を適用するものとされています。

Client Alert

ろん、そうでない場合でも独占禁止法上不適切であると評価しています。さらに、事業者とフリーランスを仲介する仲介事業者も、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している場合に一方的に取引条件を変更する等して不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用として問題となるとの指摘もされているため、仲介業者においてもフリーランスとの取引には留意する必要があります。

次に、労働関係法について、「形式的には雇用契約を締結せず、フリーランスとして請負契約や準委任契約等の契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて」労働者性が判断される旨が明記され、労働基準法9条の「労働者」、労働組合法3条の「労働者」に分けて記載がされています。

労働基準法9条の「労働者」は、①労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか、②報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうかという観点から判断され、事業者性の有無や専属性の程度によって、労働者性が補強されるものとされています。なお、上記①については、以下の項目が考慮されるものとされています。

- 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- 業務遂行上の指揮監督の有無
- 拘束性の有無
- 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

労働組合法3条の「労働者」については、以下の判断要素を用いて総合的に判断されるものとされています。

【基本的判断要素】

- 事業組織への組み入れ
- 契約内容の一方的・定型的決定
- 報酬の労務対価性

【補充的判断要素】

- 業務の依頼に応ずべき関係
- 広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束

【消極的判断要素】

- 顕著な事業者性

本ガイドライン案に記載されている内容は、フリーランスとの取引における独占禁止法上の優越的地位の濫用に繋がり得る行為や下請法上違法となり得る行為、どのような場合にフリーランスの労働者性が肯定されるか等、実務において大きな影響を与えるものとなります。そのため、意見募集期間終了後も、本ガイドライン案が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」として策定されるまでの動向については、引き続き注視する必要があるものと考えられます。

Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144(福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：経済産業省、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（案）」についての意見募集を開始

2020年12月23日、経済産業省は、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（案）」（「実施事例集案」）に関する意見募集を開始しました。経済産業省は、2020年2月に、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（「実施ガイド」）を公表し、ハイブリッド型バーチャル株主総会（物理的な場所において開催される株主総会の開催に加え、開催場所に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」又は「参加」することを可能とする形態による株主総会）を実施する際の法的・実務的論点を明らかにしました。実施事例集案は、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への更なる浸透を図るため実施ガイドの別冊として作成されるものです。実施事例集案では、2020年の実施状況等を踏まえ、ハイブリッド型バーチャル株主総会の法的・実務的論点ごとに、具体的な実施事例やその根拠となる考え方が示されています。実施事例集案の内容は多岐に亘りますが、今回新たに見解が示された主な論点は下記のとおりです。

① 取締役等のバーチャル出席及び議決権の行使について

議長を含む取締役や監査役等についても、説明義務を果たす環境を確保した上で、インターネット等の手段により出席させた事例があることが紹介されました。併せて、インターネット等を通じて出席している取締役等のうち、義務として株主総会に出席している取締役等の議決権の行使については、他の株主と異なる合理的な方法（インターネット等を通じての音声やメール等）で行ったとしても、株主平等原則に違反するまでとはいえないとの見解が明らかにされました。

② 株主のバーチャル参加・出席の事前登録について

アクセスが集中した場合の通信回線の安定性への懸念に対処するため、バーチャル参加・出席を希望する株主に対して、事前登録を促すことが一案であるとの見解が示され

Client Alert

ました。また、その場合はすべての株主に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会に対する配慮を行うことが重要であるとの見解も明らかにされました。

③ 配信遅延や通信障害への対策について

特に動画配信システム等を用いる場合、配信遅延（タイムラグ）が生じる可能性があるため、円滑な議事進行のため、議決権行使の締切り時間をあらかじめ告知する、議決権行使から賛否結果表明までの間に一定の時間的余裕を持たせる等の運用方法への工夫が有効との見解が示されました。また、実施ガイドでは、通信障害が生じた場合でも、会社がそのリスクを事前に株主に告知し、かつ通信障害防止のための合理的な対策を取っていた場合には、決議取消事由に当たらないとの解釈が可能との見解が示されていました。実施事例集案では、その具体的な対策の内容として、事前の議決権行使を促すことに加え、a. 第三者が提供する株主総会専門システムのサービスを利用することや、通信障害が発生した場合でも審議や決議を継続できるようバックアップ手段を確保すること等のシステム・バックアップの観点からの備えや、b. 事前の通信テスト等の実施や対処シナリオの準備等の総会当日に向けた備えが挙げられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は全国的に続いており、首都圏の1都3県を対象とする二度目の緊急事態宣言も発令された中、ハイブリッド型バーチャル株主総会の導入を検討する企業も引き続き存在するものと思われます。実施事例集案は、試案段階のものですが、各社の今後の株主総会実務の検討にあたって大いに参照の意義があるといえます。

<参考資料>

経済産業省：「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（案）」
についての意見を募集します（2020年12月23日）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201223001/20201223001.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：証券取引等監視委員会、取引推奨のみで初の刑事告発

2020年12月22日、証券取引等監視委員会は、上場会社の元代表取締役社長が、取引推奨行為を行ったとして、東京地方検察庁に対して刑事告発を行いました。

Client Alert

取引推奨規制は、2014年4月に導入されたものですが、その後、証券取引等監視委員会は2020年3月末時点までに同規制違反によって7件の課徴金納付命令勧告を行い、この中には、取引推奨規制違反のみの事例もありました。一方で、刑事告発については、これまで、インサイダー取引規制違反と取引推奨規制違反を併せて刑事告発がなされた事例はあったものの、取引推奨規制違反のみで刑事告発がなされた事例は初となります。

取引推奨とは、重要事実を職務に関して知って、利益を得させる目的又は損失の発生を回避させる目的をもって取引推奨することであり、単に、自社への投資を勧めるというだけではその違反を問われるものではないため、過度に保守的になる必要はないものと思われま。また、本件は、被取引推奨者の買付金額の合計が約4億3,000万円と高額であり、非常に悪質な事例として、刑事告発に至ったのではないかと伺われ、今後、直ちに、取引推奨規制違反での刑事告発が増えてくることまでは意味しないものと思われま。

しかしながら、上場会社の内部者取引規定を見ると、いまだに取引推奨規制に対応していないものも多々見受けられます。上場会社においては、今回のケースも踏まえて、内部者取引規定やその運用について見直すことが有益と思われま。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：銀行口座と連携する決済サービスを通じた不正出金事案に関する近時の動向

昨今、様々な事業者がキャッシュレス決済を提供してきており、2019年10月の消費税率引き上げに伴い、キャッシュレス・ポイント還元事業が行われたことも追い風となって、決済サービスが普及してきました。一方で、決済サービスの不正利用、とりわけ銀行口座と連携する決済サービスを通じた不正出金事案が発生し、消費者被害が問題となっています。

決済サービスの不正利用には、主として2つの類型があり、①開設済みのアカウントが第三者に不正に乗っ取られ、チャージ済みの電子マネー等を用いて決済されるケース、及び、②本人はアカウント未開設にもかかわらず、第三者が開設するアカウントに本人の銀行口座等が不正に連携され、これを用いて決済されてしまうケースがあるとされています。

決済サービスの不正利用に関しては、従前より、2019年12月20日付金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告において、なりすまし等による無権限取引が行われた場合の対応について、当面は、事業者による自主

Client Alert

的な対応を促していくことが適当とされ、一方で、利用者に対する情報提供事項に「無権限取引が行われた場合の対応方針」を追加する方向が示されておりました。今般、不正に預金者の口座情報等を入手した第三者が、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象(上記②の類型)が複数発生しており、より一層の不正利用への対応が喫緊の課題となっています。決済サービスに銀行口座が不正に紐づけられ、不正に利用されることを防止するためには、決済事業者と銀行の両者からの対応が不可欠であり、直近の動きとしては、以下のガイドラインが策定・公表されており、決済事業者側と銀行側の両面から対応方針が公表されています。

- ・一般社団法人キャッシュレス推進協議会

コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン(2020年9月18日)

- ・一般社団法人全国銀行協会

資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン(2020年11月30日)

- ・一般社団法人日本資金決済業協会

銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン(2020年12月3日)

こうした業界での取り組みに加えて、金融庁は、2020年12月25日、令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等(「本政令等案」)及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)(「本事務ガイドライン等案」)を公表しました。本政令等案及び本事務ガイドライン等案は、パブリック・コメント手続に付されています。かかる改正案の多くは、令和2年の資金決済法改正に伴う改正事項を手当てしたのですが、この中で、今般の不正利用事案を契機として手当てされたものが含まれていますので、ここではその内容を中心にご説明します。

まず、本政令等案は、資金移動業者及び前払式支払手段発行者に対して、利用者保護等の措置として、業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合、当該業務に関し利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償等に関する方針をその者に周知するための適切な措置を講ずることを義務付けています。また、利用者に対する情報提供事項に、無権限者の指図により発生した利用者の損失の補償等に関する方針が追加されています。

さらに、本事務ガイドライン等案では、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)、及び、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)の改正案が公表され、新たに「口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携」及び「不正取引に対する補償」に関する項目が追加されています。前者では、銀行等の提供する口座振替サービス等と連携する決済サービスには、上記②の類型に係るリスクがあることを念頭に、(1)内部管理態勢の整備、(2)セキュリティの確保、(3)利用者等への通知、(4)不正取引の検知(モニタリング)及び(5)利用者等からの相談対応に関する留意事項が指摘されています。後者では、不正利用により発

Client Alert

生じた損失の補償方針の策定と利用者への情報提供等を求めており、補償方針には、少なくとも(1)補償の有無、内容及び要件、(2)補償手続の内容、(3)連携サービスを提供する場合の補償の分担、(4)補償に関する相談窓口等並びに(5)不正取引の公表基準を定めることを求めています。

また、本事務ガイドライン等案では、主要行等向けの総合的な監督指針等の改正案も公表され、「外部の決済サービス事業者等との連携」に関する項目等が追加されています。具体的には、(1)内部管理態勢、(2)セキュリティの確保及び(3)顧客保護に関する留意事項が指摘されており、例えば、(2)では、多要素認証等の導入によるなりすまし対策が指摘されています。

以上のように、決済サービスの不正利用問題については、決済事業者側と銀行側の両面から法令やガイドライン等が整備されており、補償対応や事業者間の連携体制等の向上を通じて、消費者が決済サービスを安心して使えるようにすることが期待されます。

パートナー 堀 天子
☎ 03-5220-1826
✉ takane.hori@mhm-global.com
アソシエイト 芳野 涼
☎ 03-6266-8590
✉ ryo.yoshino@mhm-global.com

9. M&A：株式対価 M&A を促進するための措置の創設（令和3年度税制改正）

2020年12月21日に令和3年度税制改正大綱が閣議決定され、株式対価 M&A を促進するための措置が創設されることとなりました(令和3年度税制改正大綱42頁以下)。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf

上記の株式対価 M&A 促進措置は、2019年12月に成立した改正会社法により、組織再編行為に追加された「株式交付」の制度に対応した税制改正となります。新税制の下においては、個人及び法人が、「株式交付」により、その保有する対象会社の株式を譲渡し、「株式交付親会社」（「株式交付」により新たに対象会社の親会社となる株式会社をいいます。）の株式等の交付を受けた場合、当該株式の譲渡損益への課税が繰り延べられることとなります。

なお、税制改正大綱は、上記措置に関して、株式に加えて金銭等の資産を対価（混合対価）とする場合の取扱いについても示しています。すなわち、対価として交付を受けた資産の価額のうち、「株式交付親会社」の株式の価額が80%以上であることが、課税繰り延べの条件とされているという点に特に留意が必要となります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 齋藤 悠輝
☎ 03-5220-1878
✉ yuki.saito@mhm-global.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：IPOにおける主幹事証券会社の引受審査義務等に関する最高裁判決

最高裁は、2020年12月22日、株式会社エフオーアイ（「発行会社」）の粉飾決算を巡り、同社の上場時の募集・売出しに応じて株式を取得した株主に対するIPO時の主幹事証券会社の損害賠償責任について、原告の請求を棄却した控訴審判決（東京高判平成30年3月23日）を破棄する判決（「本判決」）を言い渡しました。（なお、当事務所は、同事案について、第一審及び控訴審において株主への損害賠償責任を否定された（原告の対象とされなかった）主幹事証券会社ではない引受証券会社を代理しておりました。）

本判決においては、控訴審判決と概ね同様の法的枠組みにより、①監査の信頼性に重大な疑義を生じさせる情報に接したか否か、②当該疑義の内容等に応じて、監査が信頼性の基礎を欠くものではないことに係る調査確認を行ったか否かの2点から、主幹事証券会社の免責の可否を判断しています。

①については、本判決は、控訴審判決と同様、主幹事証券会社は、発行会社による上場申請後、発行会社の粉飾決算を告発する匿名の投書（「本件投書」）を2度に亘り受領したことにより、発行会社の財務諸表についての監査法人による監査の信頼性の基礎に重大な疑義を生じさせる情報に接していたと指摘しています。

②については、控訴審判決においては、(i)主幹事証券会社が監査法人からの報告で、監査法人が取引先に対して売掛金の実在性を直接照会し、かつ、証ひょう類の原本を用いて取引の実在性を確認していることを認識していたこと、(ii)主幹事証券会社自身も取引先を実査して販売実績を確認していたこと等から、主幹事証券会社としては「相当な注意」（金商法21条2項3号、17条但書）を用いたことを認めています。これに対して、本判決においては、上記(i)については、監査法人による売掛金の実在性の照会は、売掛先から監査法人に返送された残高確認書によって確認したものにすぎず、発行会社の取引先協力者の関与の下で証ひょう類の大半が偽造されたという本件投書の指摘する手法による粉飾決算の可能性に対応したものとはいえず、また、主幹事証券会社は、監査手続において監査法人による証ひょう類の原本確認が行われたか否かを具体的に確認していないこと、上記(ii)については、発行会社の提案に従いその対象を選定して実施されたものであり、うち1社については発行会社の協力者である可能性がある者が担当者として対応したものと認められることを指摘し、発行会社の財務諸表についての監査法人による監査がその信頼性の基礎を欠くものではないことにつき、本件投書による疑義の内容等に応じて調査確認を行ったとみることはできないと判示しています。

本判決は、IPO時の主幹事証券会社の引受審査義務等について最高裁として初めて判断を示した判決です。本件は、外部協力者が加担した点と2度に亘る投書があった点において、一般的な粉飾とは異質の特殊な事案であり、本判決は、このような特殊事情に鑑みた事例判決ですが、IPO市場が堅調である今日において、引受審査業務と監査法人の役割分担を検討する上でも、きわめて重要な事例といえます。

Client Alert

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

11. 税務：令和3年度税制改正大綱の閣議決定

2020年12月21日、令和3年度税制改正大綱が閣議決定されました。

税制改正大綱の内容は多岐に亘りますが、法人課税に関連して特に注目されるものとしては、①自社株対価 M&A について株主に対する譲渡損益課税を繰り延べる措置が創設されること（詳細は上記9.「株式対価 M&A を促進するための措置の創設（令和3年度税制改正）」をご参照ください。）や、②「産業競争力強化のための措置」として、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルに係る投資推進税制やこれらを含む一定の投資活動を行う場合の繰越欠損金の控除上限の緩和（最大5年間で100%の控除を可能とします。）及び研究開発税制の見直しが行われることが挙げられます。

さらに、③「国際金融都市に向けた税制上の措置」として、特定投資運用業者に該当する一定の法人が業務執行役員に対して支払う業績連動給与の損金算入を可能とする措置の創設、一定の投資組合契約の外国組合員に対する課税特例の見直し、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際に国外財産の相続税の課税対象外とする措置の創設が行われることや、④過大支払利子税制の対象外支払利子等及び対象準支払利子等の範囲及び外国子会社から受け取る配当等に課される外国源泉税等の損金算入範囲が見直されること等が注目されます。

具体的な法案の内容はいまだ明らかとはなっておらず、また国会での議論により内容が修正となる可能性もあるため、引き続き動向には注意が必要です。

<参考資料>

令和3年度税制改正大綱（財務省 HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf

令和3年度税制改正大綱の概要（財務省 HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/03taikou_qaiyou.pdf

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 安部 慶彦
☎ 03-6213-8161
✉ yoshihiko.abe@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（インド）：インドにおける労働改正法の成立

インドにおいては、インド共和国憲法の定めによって、労働法に関する立法権を連邦議会と州議会の双方に付与しているため、両者が制定する法令が多数混在しており、度重なる法改正も相まって、適用される法令の内容の把握が必ずしも容易ではない状況でした。かかる現状を踏まえ、現政権下において、労働関連法を、①賃金、②労働安全衛生、③社会保障、及び④労使関係の4分野に整理し、統合し、4つの法令とすることが図られてきました。4法令のうち、①賃金に関する賃金法は2019年に国会で承認され成立しましたが、2020年9月、残りの3分野の法令、すなわち、②労働安全衛生に関する労働安全・健康・労働環境法、③社会保障に関する社会保障法、及び④労使関係に関する労使関係法が国会で承認され成立しました。もっとも、4法令とも政府が発行する官報公告によって発効日が定められるのを待っている段階であり、現時点で未施行です。

今般成立した3法令のうち労働安全・健康・労働環境法は、派遣労働者や出稼ぎ労働者といった相対的に弱い立場にある労働者に対する手当や鉱山、建設現場、工場といった相対的に危険を伴う労働環境に置かれる労働者に対する手当を主に規定するとともに、従前認められていなかった女性の夜間労働（夜7時以降朝6時までの間の労働）も認め、女性労働者の扱いの平等化も進めています。

また、社会保障法は、積立基金、退職金、妊娠している女性の得られる恩恵、病気や怪我に対する補償といった社会保障の根幹をなす内容を体系的に規定するとともに、従前賃金労働者として明記されていなかった在宅労働者や家事労働者、臨時労働者、日雇い労働者を賃金労働者として明記し、その保護を図っています。

さらに、労使関係法は、労働組合、労使紛争、ストライキ・ロックアウト、解雇・リストラといった労使関係の根幹をなす内容を体系的に規定しています。

これらの労働改正法の成立により、インドの労働法制はより分かりやすく、より使いやすいものとなることを見込まれ、遵守すべき内容の把握が容易になることが期待されます。日本企業の皆様にとっても、現地従業員との労使関係がより整理しやすいものとなるかと思われ、正式な施行が待たれるところです。

パートナー 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

カウンセラー 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（ロシア）：特定産業に対する外国投資家による投資の規制の
厳格化

2020年7月31日に成立したロシア連邦法255-FZ号により、ロシア連邦法57-FZ号「国防および国家安全保障について戦略的意義を有する事業者への外国投資の手続きについて」が改正され、同年8月11日より施行されました（「本改正法」）。本改正法により、ロシアの特定産業に関する外資規制の対象となる取引に該当するか否かについての判断方法等が修正されました。

ロシアの外資規制上、外国投資家が、ロシアにおいて特定産業に係る事業を行う企業に対する一定の投資を行うことにより、当該外国投資家が当該企業を支配することとなる場合、かかる投資を行う際にロシア政府の委員会による承認を受ける必要があり、承認を得ることなく当該投資を行った場合は、当該取引は無効になります。特定産業には、ロシアの国防・安全保障に直接的又は間接的に関連する活動（天然資源、メディア及び軍事に関する産業等）が含まれます。

本改正法により、ロシアにおいて特定産業に係る事業を行う企業への外国投資家の支配の有無の判断基準のうち、出資比率に関するもの（当該企業の株式の50%以上を保有するか、又は一定の産業に係る事業を行う企業の株式の25%以上を保有する場合、当該企業を支配すると判断されます。）の検討にあたり、質権設定、信託、買戻特約付売買等の取引により外国投資家が一時的に移転させている株式についても、移転元の外国投資家の保有する株式として、当該出資比率の計算対象に含まれることとなります。

本改正法においては、株式の“一時的”な移転の具体的な意味をはじめとして、今後の解釈に委ねられている事項が少なくなく、また、ロシアの外資規制に関する更なる法改正の動きもあり、ロシア企業への投資を検討する際には、今後の法改正や実務の動向等を注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

アソシエイト 湯浅 哲

☎ 03-6266-8554

✉ tetsu-yuasa@mhm-global.com

アソシエイト 紫垣 遼介

☎ 03-5293-4861

✉ ryosuke.shigaki@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平

☎ 03-5293-4869

✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

アソシエイト 小林 花梨

☎ 03-5293-4857

✉ karin.kobayashi@mhm-global.com

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所仲裁（ICC）規則の改正

国際商業会議所（International Chamber of Commerce）の仲裁規則が改正されました。本改正に基づく仲裁規則は、2021年1月1日以降に申し立てられたICC仲裁に適用されます。改正内容は多岐に亘りますが、本稿では以下の4点につき紹介します。

(1) バーチャルヒアリングへの対応

ICCは、2020年4月のGuidance Notesにおいてバーチャルヒアリングを含む仲裁手続におけるテクノロジーの利用につき指針を示していましたが、仲裁規則上も、仲裁廷が、（当事者が反対したとしても）ビデオ会議や電話会議を含む手段によりヒアリングを行うことを決定できることが明確化されました。

(2) Expedited Procedure（簡易仲裁手続）利用の金額基準の増額

Expedited Procedure（簡易仲裁手続）は、係争額が比較的少額の紛争につき、簡易な手続で迅速かつ低費用にて審理を行うことを目的とした手続です。この手続が自動的に適用される紛争の金額基準につき、これまで200万米ドルより低い金額の紛争と定められていたのが、300万米ドルに増額されました。本改正により、より多くの紛争が簡易仲裁手続によって審理されることとなります。

(3) サードパーティファンディング利用に関する情報開示

近時、国際仲裁におけるサードパーティファンディングの利用が増加していますが、改正規則では、サードパーティファンディングのような仲裁の結果に経済的利害を有する第三者の起用をした場合には、その事実を開示することが必要とされました。

(4) 多数当事者間の紛争解決

仲裁手続に新たな当事者を追加しやすくする改正が行われたと共に、複数の仲裁手続を併合するための要件についても明確化されました。この改正により多数当事者間の複雑な仲裁手続をより効率的に審理することが期待されます。

今回のICC仲裁規則の改正の多くは、既に行われていたプラクティスを明確化するものです。コロナ下においても国際仲裁は活発に行われており、実務も変容してきています。こうした改正により、より一層、国際仲裁が使いやすくなることが期待されます。

パートナー 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

03-5220-1829（東京）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『「自動運転・MaaS ビジネスの法務」出版記念セミナー（基礎編）』
 視聴期間 2020年12月18日（金）～2021年9月30日（木）
 講師 戸嶋 浩二、林 浩美、岡田 淳、佐藤 典仁、秋田 顕精、真下 敬太
 主催 森・濱田松本法律事務所
- セミナー 『医療分野の成果導出に向けた研修セミナー』
 開催日時 2021年1月14日（木）9:00～10:30
 講師 齋藤 浩貴
 主催 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
- セミナー 『第4425回 金融ファクシミリ新聞社セミナー「投資型クラウド・ファンディングに係る法規制と今後の展望」』
 開催日時 2021年1月14日（木）13:30～15:30
 講師 宮田 俊
 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『第4426回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務 ～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～』
 開催日時 2021年1月15日（金）13:30～16:30
 講師 末廣 裕亮
 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『成立した CPRA を含むカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)の最新実務対応』
 開催日時 2021年1月18日（月）14:00～16:30
 講師 田中 浩之
 主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『インセンティブ報酬設計の実務上の留意点 第2回』
 視聴期間 2021年1月19日（火）10:00～2021年2月19日（金）17:00
 講師 奥山 健志、酒井 真
 主催 株式会社プロネクサス

Client Alert

- セミナー 『個人情報保護法制の最前線 -令和2年、令和3年改正と予想される実務への影響-』

開催日時 2021年1月20日(水) 13:30~15:30

講師 蔦 大輔

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』

開催日時 2021年1月21日(木) 13:30~16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『【DOKODEMO】第三者提供規制を中心とした個人データの活用規制対応の実務~近時の解釈と改正の動向も踏まえて~』

開催日時 2021年1月25日(月) 13:30~16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社セミナーインフォ
- セミナー 『第4436回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「M&Aのストラクチャリングに関する近時の論点整理 -株式対価型、カーブアウト型、グループ通算制度、ファミリーガバナンス、租税回避など-』

開催日時 2021年1月26日(火) 13:30~16:30

講師 大石 篤史

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『マンション住宅再販業界向け ソリューションセミナー ~仕入税額控除問題の最新情報と今後取るべき対応~』

開催日時 2021年1月27日(水) 13:30~15:30

講師 大石 篤史、栗原 宏幸、村上 博隆

主催 株式会社オービック
- セミナー 『宇宙ビジネスの最新トレンドと新規参入する際の法的ポイント-宇宙技術を活用したビジネスの実例、投資・M&Aの留意点等を中心に-』

開催日時 2021年1月28日(木) 9:30~11:30

講師 毛阪 大佑

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『データセンターに対する不動産投資実務～DD・契約実務を中心に解説～』

開催日時 2021年1月28日（木）13:30～16:30

講師 蓮本 哲

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『改正公益通報者保護法の最新実務と金融機関における不祥事対応・内部通報制度の実践』

開催日時 2021年2月3日（水）13:30～16:30

講師 山内 洋嗣、千原 剛

主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『ルール・チェンジ 武器としてのビジネス法』（2020年12月刊）



出版社 日本経済新聞出版

著者 佐藤 正謙、澤口 実、石綿 学、鈴木 克昌、石井 裕介、小松 岳志、浦岡 洋、増島 雅和、岡田 淳、堀 天子、荒井 太一（共著）

- 論文 「＜実務問答会社法 第47回＞計算書類の作成が遅延している状況下での配当と欠損填補責任」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2248

著者 渡辺 邦広

- 論文 「民事判決オープンデータ化に関する取組みと判決データの利活用の可能性 ～各国の状況と日本における現状と展望～」

掲載誌 NBL 1183号

著者 増田 雅史、徳田 安崇、中野 玲也、松本 啓裕、小坂 翔子

- 論文 「顔認証技術を用いた biometric data の利用と公共空間におけるプライバシー（下）」

掲載誌 NBL No.1183

著者 岡田 淳、北山 昇（共著）

Client Alert

- 論文 「LIBOR の恒久的公表停止とシンジケートローン」
掲載誌 金融法務事情 No.2150
著者 青山 大樹

- 論文 「企業における「渡す」・「貰う」の法的問題 「ギフトコンプライアンス」のルール整備と実務ポイント」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.1
著者 木山 二郎

- 論文 「Q&A で解説！「DX」法務相談トップ10」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.1
著者 岡崎 誠一、蔦 大輔、北山 昇、中野 玲也、松本 亮孝

- 論文 「欧州域外データ移転に関する Recommendations および新 SCC 案の解説 Schrems II 判決を受けたガバメントアクセス対応の観点を中心に」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.2
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「日本国際紛争解決センター（JIDRC）の審問施設の活用」
掲載誌 月刊監査役 第 716 号
著者 関戸 麦

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第 8 回 海外子会社等に個人データを移転するにはどんな手続が必要なの？」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 12 月号
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「ベンチャー企業における海外投資家からの資金調達最新実務 コロナ後の動向を見据えて」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 石田 涉

- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第 9 回 解散・清算等」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.12
著者 安部 慶彦

Client Alert

- 論文 「ユニバーサルミュージック事件・東京高裁判決の検証（東京高判 R2.6.24）」
掲載誌 週刊 T&A master No.860
著者 栗原 宏幸、山田 彰宏、原田 昂
- 論文 「特殊な業界における事業承継 ライセンスビジネス業界における事業承継」
掲載誌 税経通信 2020 年 12 月号
著者 小山 浩、間所 光洋、渡邊 峻
- 論文 「特殊な業界における事業承継（第 6 回） 宗教法人における事業承継」
掲載誌 税経通信 2021 年 1 月号
著者 小山 浩、間所 光洋、安部 慶彦（共著）
- 論文 「輸出管理規制法（下）」
掲載誌 国際貿易 2327 号
著者 石本 茂彦
- 論文 「主体論の発展、限界と展望」
掲載誌 月刊コピーライト No.716 Vol.60
著者 齋藤 浩貴
- 論文 「令和元年会社法改正」
掲載誌 法の支配 No.199
著者 野村 修也
- 論文 「会社法から見た大学のガバナンス」
掲載誌 IDE 現代の高等教育 第 626 号「ガバナンス・コードとは」
著者 野村 修也
- 論文 「Insurance solicitation using web conferencing systems」
掲載誌 International Law Office
著者 増島 雅和、吉田 和央、小川 友規

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の10名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

- ・岸 寛樹
- ・佐藤 典仁
- ・片桐 大
- ・木山 二郎
- ・西尾 賢司
- ・石橋 誠之
- ・今仲 翔
- ・小林 雄介
- ・白川 佳
- ・松田 悠希

また、同日付で7名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

- ・倉持 喜史
- ・天野 園子
- ・増田 雅史
- ・宮岡 邦生
- ・繁多 行成
- ・細川 怜嗣
- ・田中 亜樹

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ Chambers Asia-Pacific 2021 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2021 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

Client Alert

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Competition/Antitrust (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Employment (Band 1)
- ・ Insurance (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 2)
- ・ International Trade (Band 2)
- ・ Investment Funds (Band 1)
- ・ Life Sciences (Band 3)
- ・ Projects & Energy (Band 1)
- ・ Real Estate (Band 1)
- ・ Restructuring/Insolvency (Band 2)
- ・ Tax (Band 1)

JAPAN - OSAKA

- ・ General Business Law (Band 2)

MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 2)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 1)
- ・ Real Estate (Band 3)

弁護士

JAPAN

- ・ Banking & Finance
Leading Individual: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- ・ Capital Markets
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光

Client Alert

- Capital Markets: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- Competition/Antitrust
Leading Individual: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
Up and Coming: 高宮 雄介
- Corporate/M&A
Leading Individual: 棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、林 宏和、
小島 義博
- Dispute Resolution
Leading Individual: 飯田 耕一郎、関戸 麦
- Dispute Resolution: International
Associates to watch: ダニエル・アレン
- Employment
Leading Individual: 高谷 知佐子、荒井 太一
- Insurance
Leading Individual: 増島 雅和
- Intellectual Property
Leading Individual: 三好 豊
Up and Coming: 岡田 淳
- Investment Funds
Leading Individual: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治
- Life Sciences
Leading Individual: 浦岡 洋
- Projects & Energy
Leading Individual: 小林 卓泰、岡谷 茂樹
Up and Coming: 末廣 裕亮
- Real Estate
Leading Individual: 小澤 絵里子、石川 直樹
Up and Coming: 蓮本 哲
- Restructuring/Insolvency
Leading Individual: 藤原 総一郎、山崎 良太
- Tax
Leading Individual: 大石 篤史、酒井 真
Up and Coming: 小山 浩

Client Alert

MYANMAR

- General Business Law
Leading Individual: 武川 文士、キンチョー・チャー、ウィン・ナイン

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティステイ
ウォン
- Corporate/M&A
Leading Individual: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク
- Projects & Energy
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティステイ
ウォン
- Real Estate
Up and Coming: タナナン・タマキアット

➤ [Chambers FinTech 2021](#) にて高い評価を得ました

Chambers FinTech 2021 において、当事務所は Legal 部門で Band 1 にランクインし、増島 雅和 弁護士と堀 天子 弁護士が高い評価を得ました。

➤ [Global Data Review 誌による GDR100 2021](#) にて選ばれました

Global Data Review 誌による GDR100 2021 において、当事務所が選出されました。

➤ [日本経済新聞の「企業法務・弁護士調査 2020 年」](#) において高い評価を得ました

日本経済新聞社による第 16 回「企業法務・弁護士調査」の、2020 年に活躍した弁護士ランキング（企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング（企業票＋弁護士票））において、当事務所の弁護士が以下のとおり選ばれました。

企業法務分野（M&A 除く）

澤口 実 弁護士（企業 8 位、総合 4 位）

石綿 学 弁護士（企業 8 位、総合 7 位）

M&A 分野

石綿 学 弁護士（企業 3 位、総合 2 位）

危機管理（コロナ対応など）分野

山内 洋嗣 弁護士（総合 7 位）

Client Alert

➤ **大木 健輔 弁護士が入所しました**

(大木 健輔 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所の一員として参画させて頂くことになりました、大木 健輔と申します。

2015年12月に弁護士登録をし、三菱UFJ銀行法務部でのインハウスカウンセラーとしての勤務を経て、2017年9月から約3年間は、ベーカーマッケンジー法律事務所(銀行・金融グループ)にて執務致しました。いずれの職場においても、クロスボーダーでの法律適用が問題となるプロジェクト/トランザクションにおいて法的助言を行う機会を得、また、とりわけベーカーマッケンジーでは国内外の再生可能エネルギー案件(レンダー側・事業者側いずれも代理)を数多く担当致しました。加えて、金融関連規制についても、金融機関の内側及び外側から多面的にアドバイスをしてきた経験を有しております。

弁護士の真価は、accumulation of experienceにより発揮されるのではないかと考えております。森・濱田松本法律事務所におきましても、これまで様々な立場で経験してきたことを活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼者様のビジネスの成功のため、全力を尽くさせて頂く所存です。皆様と案件をご一緒できるのを楽しみにしております。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

➤ **向 師慧 弁護士が入所しました**

(向 師慧 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させて頂くことになりました、向師慧と申します。

中国とニューヨーク州弁護士試験に合格後、中国の法律事務所である金杜法律事務所(カリフォルニアオフィス)にて執務し、クロスボーダーM&A案件、コーポレートガバナンス、コンプライアンスなどの様々な分野において、リーガルサービスを提供しました。

皆様と仕事を一緒させて頂いただけますことを楽しみにしております。これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、最善を尽くしてまいりますので、宜しくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ **五十嵐 充 弁護士が入所しました**

(五十嵐 充 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させて頂くことになりました、五

Client Alert

十嵐充と申します。

2011年の弁護士登録以来、約9年にわたり、高井・岡芹法律事務所にて、日本と中国の労働案件に従事し、研鑽を積んで参りました。特に2015年からの5年間に於いて、同事務所の北京・上海両代表処の首席代表を務め、中国労働案件の最前線で企業の課題に真正面から向き合っ参りました。

近年、中国でもハラスメントや過重労働の問題など労働コンプライアンスが強く求められるようになってきております。しかし、中国の法制度は日本と大きく異なり、日系企業には馴染みのない条文や法解釈も多く、これを正しく理解することは決して容易ではありません。

日中双方の労働法務を主に取り扱う弁護士として、今後はこれまでの経験を活かすとともに、より専門性を高め、人間性を磨き、ご依頼いただく皆様にとってオンリーワンの存在であり続けられるよう精進して参ります。また日中双方の労働法の発展に僅かながらでも貢献できるよう、日々研鑽を重ねる所存です。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

➤ **新人弁護士（35名）が入所しました**

新人弁護士（35名）が入所いたしました。

青柳 誠、阿南 光祐、天野 円賀、伊奈 拓哉、江角 航介、大屋 広貴、
奥田 英貴、加瀬 由美子、木上 喬則、菊池 春香、岸本 直也、北山 智也
城戸 賢仁、黒木 杏介、小島 遼、小林 美智、小林 佑輔、佐藤 真澄
佐藤 万理、重富 賢人、島崎 紗永香、鈴木 彬史、関 志保、對馬 陸
角 真太郎、中村 太智、橋本 祐弥、原 大輔、福澤 寛人、福島 邦真
古橋 悠、山田 翔太郎、山田 輝、横山 晴香、渡邊 泰尚

➤ **当事務所は、イスラム金融方式のESG金融案件でアドバイスをを行いました**

石川 直樹 弁護士、松田 悠希 弁護士、森 勇貴 弁護士、安達 知彦 外国法事務
弁護士は、MUFGバンク（マレーシア）による、本邦金融機関としては初めての
イスラミック・ESG・ファイナンスの件で、貸付人のリーガル・カウンセルを務
めました。

このたび、三菱UFJ銀行のマレーシア現地法人であるMUFGバンク（マレーシ
ア）は、味の素グループのマレーシア現地法人であるマレーシア味の素社に対し、
イスラム金融方式のサステナビリティ・リンク・ファシリティを供与する契約を
締結した旨発表しました。

本件は味の素グループとして初のESGファイナンス案件であり、同グループが
掲げる環境目標（2025年度までに温室効果ガスの排出量を30%、2030年度まで
に50%削減（いずれも2018年度比））達成に取り組む姿勢が示されています。

Client Alert

また、本件の融資金は、マレーシア味の素社がハラール準拠製品を開発・生産する新工場の建設等の資金として用いられるものであり、イスラム金融方式によるファイナンスとして組成されています。MUFG バンク（マレーシア）は、マレーシア味の素社による ESG 課題への取り組みとハラールビジネスという二つの要請を受けて本件を組成したものであり、新規性及び社会的意義の高い案件です。

イスラム金融において考慮されるシャリヤ（イスラム法）準則は、ESG 投融資において考慮される非財務指標との親和性が高く、両者を融合させた金融手法はマレーシア中央銀行も Value-based Intermediation Financing and Investment Impact Assessment Framework として促進しています。近時の著しく拡大している ESG/インパクトファイナンスが、従来型の金融手法だけではなく、イスラム金融の分野においても大きく発展していくことが期待されています。

当事務所は、ESG ファイナンス及びイスラム金融双方の分野における豊富な経験を活用し、国際的なガイドラインや原則を個別案件の実情に即して適用するための検討を積み重ね、今後も、国内外での ESG/インパクトファイナンスの更なる拡大のために貢献して参る所存です。

- 竹野 康造 弁護士、大谷 悠紀子 弁護士、古市 啓 弁護士、輪千 浩平 弁護士が大手金融機関における LGBTQ+アウェアネスを高める企業内イベントに登壇しました

2020 年 11 月 20 日、当事務所の竹野 康造 弁護士、大谷 悠紀子 弁護士、古市 啓 弁護士および輪千 浩平 弁護士が、ゴールドマン・サックスにおける LGBTQ+アウェアネスを高める社内イベント「Pink Friday」に、スピーカーとして登壇しました。

当事務所による LGBTQ+への理解促進の取り組みの一例として、LLAN（LGBT とアライのための法律家ネットワーク）との連携や ACCJ Viewpoint への賛同表明などの対外的な活動、MHM D&I Policy の策定や所内セミナーによる啓発活動などをご紹介します。多くの参加者から当事務所の主体的な活動や積極的に多様性を受け容れようとする雰囲気に対する好意的なフィードバックをいただきました。

- 岡田 淳 弁護士がデータ利活用をめぐる政策に関して、自由民主党「知的財産戦略調査会」において、有識者として意見陳述を行いました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com